

歯科技工指示書への「歯科技工所番号」記載方法等に関するQ & A

公益社団法人日本歯科技工士会
歯科技工所管理委員会

2026 年 3 月 31 日に改正された歯科技工士法施行規則が 10 月 1 日から施行され、歯科技工指示書に「歯科技工所番号」の記載が必要となります。

「歯科技工所番号」の記載方法等の運用について、会員の皆様から寄せられた質問にお答えいたしますのでご参考になさってください。

Q 1. 開設届出がなされている歯科技工所に全国一律の固有番号が付くと聞いていますが、どのような番号が付くのでしょうか。

A 1. 厚生労働省が定めた以下の方針に基づき「歯科技工所番号」が付与され、9 月 30 日までに管轄保健所等から各歯科技工所に通知されます。

なお、通知方法は保健所等によって異なることが考えられます（ホームページへの掲載により通知する場合も考えられます）のでご留意下さい。

※厚生労働省が示す「歯科技工所番号」の付与方針

都道府県番号(2桁)－保健所符号(2桁)－保健所ごとの歯科技工所通し番号(5桁)

例示:01－23－00045

Q 2. 「歯科技工所番号」の記載場所は歯科技工指示書のどの位置が望ましいでしょうか。

A 2. 「歯科技工所番号」を歯科技工指示書の特定の位置に記載しなければならないという決まりはありませんので、10 月 1 日以降の歯科技工指示書の余白等に「歯科技工所番号」が記載されていても問題ありません。

ただし、歯科技工所名称、所在地が記載されている近くに分かりやすく記載することが望ましいと考えます。

Q 3. 現在使用している「歯科技工所番号」欄のない歯科技工指示書を 10 月 1 日以降もしばらく使用したいのですが、ゴム印等で「歯科技工所番号」を押印することでも問題はありませんか。

A 3. 10 月 1 日以降の歯科技工指示書の余白にゴム印での押印や手書きにより「歯科技工所番号」が記載されていても問題ありません。記載場所については、上記の通り歯科技工所名称、所在地が記載されている近くに分かりやすく記載することが望ましいと考えます。

Q 4. 複写式の歯科技工指示書の場合、すべてに「歯科技工所番号」を記載する必要がありますか。

A 4. 歯科医師（歯科医療機関）側、歯科技工所側の双方が「歯科技工所番号」が記載された歯科技工指示書を保存する必要がありますので、複写式の歯科技工指示書すべてに「歯科技工所番号」が記載されている必要があります。

なお、1枚目に記載した「歯科技工所番号」が、カーボン紙や専用のノーカーボン紙（感圧紙）を通じて下の紙に転写・複写される形式でも問題ありません。

Q 5. 歯科技工所指示書の書式を準備し歯科医療機関に使用いただいています。現時点で在庫がなくなり新たに作成したいのですが「歯科技工所番号」欄を設けた上での印刷が望ましいですか。

A 5. 本年10月1日からは「歯科技工所番号」が記載された歯科技工指示書によらなければ業として歯科技工は行えないので、これから印刷される場合は歯科技工所名、所在地とともに「歯科技工所番号」欄を設けた歯科技工士法施行規則第12条に定める記載事項が網羅された歯科技工指示書を作成することが現実的と考えます。

なお、すでに「歯科技工所番号」が通知されている場合は、該当番号を「歯科技工所番号」欄に印字の上で印刷して問題ありません。

Q 6. まだ、管轄保健所等から「歯科技工所番号」の通知がなく準備ができないのですが、10月1日の施行日が延期されることはありませんか。

A 6. 3月31日の歯科技工士法施行規則改正の附則で10月1日から施行すると決まっているため延期されることはありませんので、まだ「歯科技工所番号」の通知がない地域が多いと思いますが10月1日までに準備を進めていただく必要があります。

なお、厚生労働省が示す「歯科技工所番号」の付与方針は9月4日付で都道府県知事、保健所設置市長、特別区長宛に通知され「歯科技工所番号」の付与作業が行われていると思いますので、9月中・下旬になっても通知がない場合は管轄保健所にご確認いただくことをお勧めいたします。

以 上